THE PARTNER OF DENTISTS & DOCTORS

＊＊２０２１年　４月（第６版）
＊２０１８年　１月（第５版）（新記載要領に基づく改訂）

製造販売届出番号 ：１１Ｂ１Ｘ１０００６４７Ｄ００１

機械器具　４７　注射針及び穿刺針
一般医療用機器　歯科用貼薬針（７０６７９０００）

点薬器

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

1. 形状

＜両頭＞



＜ホルダー式＞

※ホルダー式は先端部とホルダーに分離することができる。

2. 材質・組成

両頭：ステンレス鋼・真鍮

ホルダー式：銀・真鍮

【使用目的又は効果】

本品は歯科治療時に歯周ポケット内への貼薬を行うために用いる器具である。

【使用方法等】

1. **【保守・点検に係る事項】**に従い、使用に先立って洗浄・滅菌を行う。
2. 先端部をホルダーに装着する。（ホルダー式のみ）
3. 通法に従い操作する。
4. **【使用上の注意】**及び**【保管方法及び有効期間等】**に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

1. 患者ごとに**【保守・点検に係る事項】**に記載する方法及び条件で、速やかに滅菌前の洗浄・滅菌を行い、使用すること。
2. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎などの過敏症状又はアレルギー症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。
3. 破折等による誤飲のおそれがあるので、以下は行わないこと。

①本品に対する曲げ・切削・加圧等。
②粗雑な扱い。（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）

③バーナ等による加熱。
④屈曲した箇所を戻して使用する。［銀部の同一箇所を反復して折り曲げたり、湾曲を持たせずに折り曲げると破折することがある。］

4. 薬液等が付着した場合、腐食するおそれがあるので速やかに清拭すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具を一緒に保管しないこと。
3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。

①錆びている器具と一緒に保管しない。
②化学薬品と一緒に保管しない。
③滅菌器、保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

4. 銀部についは使用を重ねることでこげ茶色に変色する場合があるが、使用上問題ない。
5. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を載せないこと。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 〈洗浄・滅菌の方法〉で指定する方法及び条件で、患者ごとに滅菌前の洗浄・滅菌を行うこと。
2. 使用前に汚れ、破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか点検すること。
3. 先端部とホルダーが確実に装着されているか。（ホルダー式のみ）

〈洗浄・滅菌の方法〉

1. 本品の洗浄等を行うにあたり、弊社発行の『インスツルメントの洗浄・滅菌ガイドブック』又は弊社ホームページ（http://www.ydm.co.jp/）のメンテナンスに関する項目も参照のこと。

＊＊2. 血液・体液・組織片、薬品等により汚染した器具は、汚染物質が乾いて固着することを防ぐ為に、使用後直ちに以下の手順で洗浄・滅菌を行うこと。汚染物質を付着したままにしておくと、除去しにくくなることがある。

①患者ごとに診療・治療後、速やかに先端部とホルダーを分離する。（ホルダー式のみ）

②ａ）又はｂ）の手法にて洗浄剤を用い、洗浄する。
ａ）超音波洗浄器を用い、医療用防錆洗浄剤〔例えば「ゼットワンeco（別売）」〕を温水中に溶解し、超音波洗浄を行う。
ｂ）医療用防錆洗浄剤中に浸漬洗浄する。

③本品に付着した汚れ・洗浄液等を流水により洗い落す。（洗浄液中の石鹸成分等が残存し、付着したままの場合、錆やシミの原因となる）

④本品を乾燥させる。（水分が残っていると錆や滅菌効果低下の原因となる恐れがある）

⑤オートクレーブ滅菌器を用いて滅菌する。

3. 他の器具との接触によるキズを防ぐ為、滅菌バッグ・ケース等に入れることを推奨する。
4. オートクレーブ滅菌器は使用状況・期間等により、庫内に汚れが付着している場合がある。汚れが付着したままオートクレーブ滅菌を行った場合、器具へシミが付着する恐れがある。庫内が汚れた状態にならないよう、滅菌器の添付文書又は、取扱い説明書に従い、定期的な清掃を奨励する。特に、チャンバー蓋パッキンやエアフィルターは定期的な交換が必要となる場合がある。

〈洗浄・滅菌上の注意〉

1. 次の薬剤は、金属腐食を起こす恐れがあるので、使用しないこと。（次亜塩素酸ナトリウム、ホルマリン、ポビドンヨード、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン、塩化ベンゼトニウム、塩化ベンザルコニウム、過酢酸、電解酸性水）

※素材への影響度が添付文書等によって確認できない場合は、薬剤の製造販売元に確認することを推奨する。

2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。

3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。

＊＊4. 洗浄の際は以下に留意すること。

①家庭用洗剤は、デンプン等食品汚れを落すために開発されたものであり、血液中に含まれるタンパク質に対しての洗浄効果は期待できない。また、着色料や香料が含まれる為、それらの残存物が金属を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄には、医療用防錆洗浄剤を使用すること。

②腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

③ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置等を使用する場合には、節水や時短プログラム等を使用すると付着した汚れ・洗浄液等が落ち切っていない場合がある。各メーカーの取扱説明書等を必ず参照し、すすぎを確実に行い、汚れ等を除去すること。

5. オートクレーブ滅菌器を取り扱う際は以下に留意すること。

①出来るだけ精製水（純水）を使用する。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。
②乾燥温度及び庫内温度に注意する。
③ヒーター近傍に本品を置かない。（表示温度より高くなる場合がある）

④庫内が高温となる恐れがある場合には、予熱乾燥を行う。高温の乾燥は、器具が変質又は変色、劣化、破損等することがある。
⑤洗浄やすすぎが完全でない状態、又はオートクレーブ滅菌器のチャンバー内に水垢が付着している状態のままオートクレーブ滅菌を行うと、器具に焼き付きが発生する恐れがある。

6. 洗浄・滅菌後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名 ：株式会社ＹＤＭ
住　　所 ：〒355-0042
埼玉県東松山市今泉２８
電 話 番 号 ：０４９３－２４－３３８８
ファックス ：０４９３－２４－０７０３
ホームページ ：http://www.ydm.co.jp/